

第5号議案

蒲郡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

蒲郡市消防長及び消防署長の資格を定める条例を、次のように制定するものとする。

平成26年2月21日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市消防長及び消防署長の資格を定める条例

別紙のとおり

提案理由

消防組織法の改正に伴い、必要な事項を定めるため提案する。

蒲郡市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）

第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

(1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

(2) 蒲郡市部等設置条例（昭和39年蒲郡市条例第24号）第1条に掲げる部の長の職その他蒲郡市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あった者であること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。